

平成 23 年 7 月 21 日

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号

警視庁

警視総監 池田克彦殿

東京都千代田区神田小川町 1 - 6 - 3

川新ビル 4 階 濱・宇佐見法律事務所

T E L 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 3

F A X 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 1

医療法人沖繩徳洲会代理人

弁護士 濱 秀和



弁護士 宇佐見方宏



弁護士 河口まり子



弁護士 保坂 慶



### 要 望 書

冠省 当職らは、医療法人沖繩徳洲会の代理人として、貴職に以下のとおり要望いたします。

現在、警視庁において宇和島徳洲会病院において施術された養親子間の腎臓移植手術について、レシピエントとドナーとの間

で臓器売買があったとの疑いで捜査が進められていきます。ところでこの捜査に関連し、一部マスコミにおいて、「執刀医に真相説明 移植前面会 開業医の妻供述」（毎日新聞平成23年6月27日付朝刊）、「臓器売買『手術前に告白』」（読売新聞平成23年7月18日付朝刊）、「逮捕の妻『臓器売買明かし30万円』」（朝日新聞平成23年7月18日付け朝刊）、あるいは「組長 徳洲会病院勧める 移植手術先『幹部と知り合い』」（読売新聞平成23年7月15日付朝刊）などという記事が捜査関係者への取材によって明らかになったとして掲載されています。

しかし、これらの記事によれば、執刀医は臓器移植法違反を犯していることになり、読者は記事が正しく、執刀医と徳洲会は、臓器売買に深くかかわっていると認識します。

したがって、これらの記事は執刀医と徳洲会の名誉とその人権を侵害するもので到底看過することができないものです。

さらに、問題は、これらの情報の出所が捜査関係者であることにあります。捜査関係者がリークしなければかかる記事が掲載されるわけはありません。警視庁の担当者

田  
7.21  
-24

がマスコミに故意にリークして書かせているとしか理解されません。

しかし、これらの記事は、全く一方的な記事であり、当職らが調査したところによれば全く事実無根です。事実無根の記事を掲載させて他人の人権を侵害することは適正・妥当な行為とはいえません。既に、これらの記事により執刀医らの人権は大きく侵害されています。客観的な証拠に基づかない一方的な思い込みによる情報リークをすることはしないよう職員に厳命されるよう強く要望します。適法かつ適正な捜査をされるよう併せて要望いたします。

草々

この郵便物は平成 23年 7月 21日第 35127号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社



神  
23.  
78-

田  
21  
24

平成 2 3 年 7 月 2 1 日

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 1  
東京都公安委員会  
委員長 鴨下重彦殿

東京都千代田区神田小川町 1 - 6 - 3  
川新ビル 4 階 濱・宇佐見法律事務所  
T E L 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 3  
F A X 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 1

医療法人沖繩徳洲会代理人

弁護士 濱 秀和



弁護士 宇佐見方宏



弁護士 河口まり子



弁護士 保坂 慶太



### 要 望 書

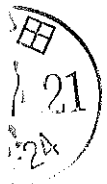
冠省 当職らは、医療法人沖繩徳洲会の代理人として、貴委員会に以下のとおり要望いたします。

現在、警視庁において宇和島徳洲会病院において施術された養親子間の腎臓移植手術について、レシピエントとドナーとの間

で臓器売買があったとの疑いで捜査が進められていきます。ところでこの捜査に関連し、一部マスコミにおいて、「執刀医に真相説明 移植前面会 開業医の妻供述」（毎日新聞平成23年6月27日付朝刊）、「臓器売買『手術前に告白』」（読売新聞平成23年7月18日付朝刊）、「逮捕の妻『臓器売買明かし30万円』」（朝日新聞平成23年7月18日付け朝刊）、あるいは「組長 徳洲会病院勧める 移植手術先『幹部と知り合い』」（読売新聞平成23年7月15日付朝刊）などという記事が捜査関係者への取材によって明らかになったとして掲載されています。

しかし、これらの記事によれば、執刀医は臓器移植法違反を犯していることになり、読者は記事が正しく、執刀医と徳洲会は、臓器売買に深くかかわっていると認識します。一般の社会ではこのように書かれては、それだけで犯罪者としての烙印を押されてしまいます。それ故、捜査及びその過程での報道は慎重になされなければなりません。

一方的に掲載されたこれらの記事は執刀医と徳洲会の名誉とその人権を侵害するもので到底看過することができないもので



す。

さらに、問題は、これらの情報の出所が捜査関係者であることにあります。捜査関係者がリークしなければかかる記事が掲載されるわけはありません。警視庁の担当者がマスコミに故意にリークして書かせているとしか理解されません。

しかし、これらの記事は、全く一方的な記事であり、当職らが調査したところによれば全く事実無根です。事実無根の記事を掲載させて他人の人権を侵害することは適正・妥当な行為とはいえませんが、既に、これらの記事により執刀医らの人権は大きく侵害されています。そして、この報道のされ方は、えん罪を生むといっても過言ではありません。

警視庁の捜査員による人権侵害であり、非違行為です。当職らは貴委員会に警察法43条に基づき監察の指示等の権限を行使され、客観的な証拠に基づかない一方的な思い込みによる情報リークをすることはしないよう警視庁に対し厳命されるよう強く要望します。また警視庁に対し、適法かつ適正な捜査をするよう指導されたく併せて要望いたします。

草々

この郵便物は平成23年7月21日第35128号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社



郵便認証司

平成23年7月21日

神

23.7

18-

